

木造戸建住宅耐震建替費等補助 補助金申請の手引き

令和8年4月1日作成

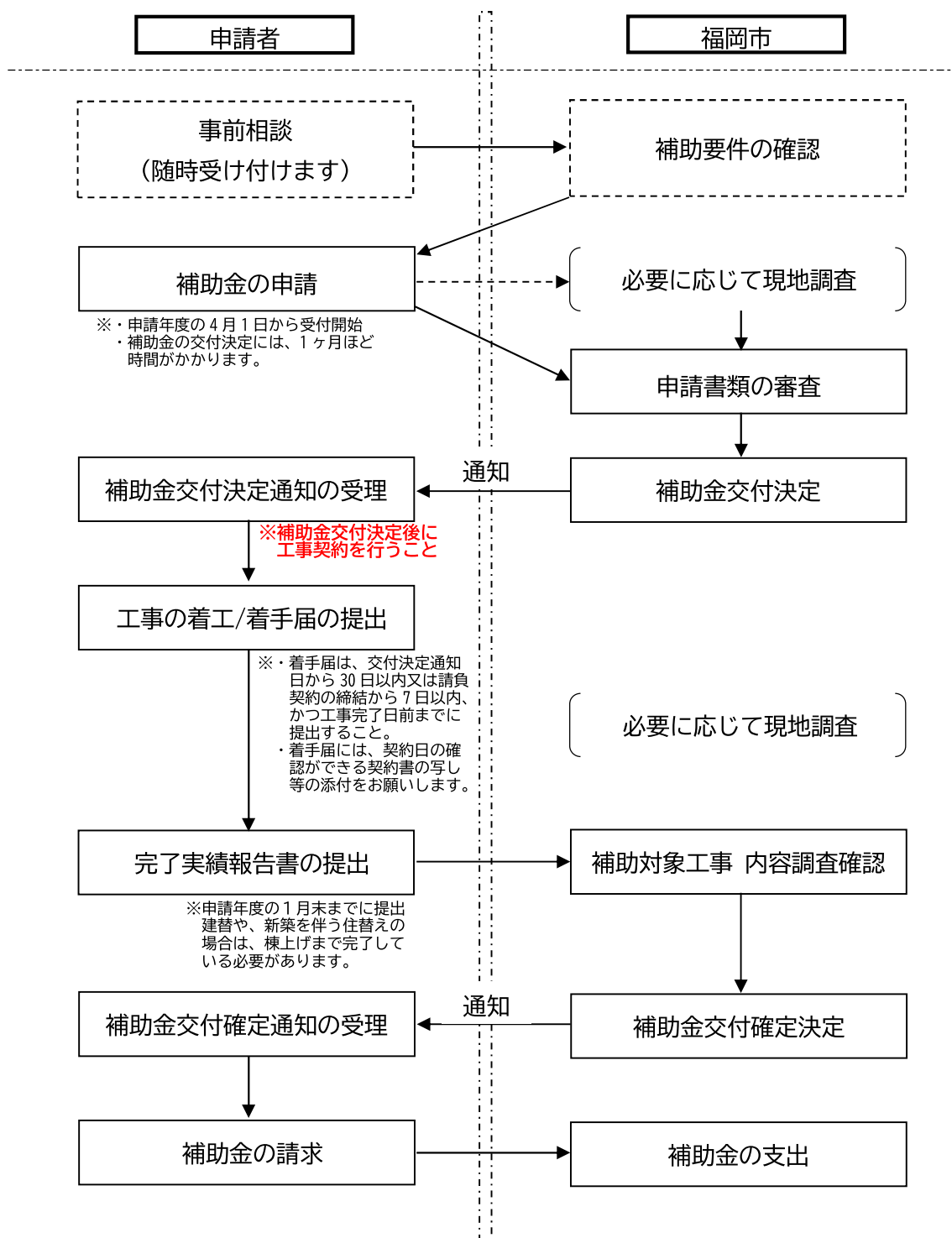
【目次】

1. 補助事業の流れ	・・・ P 3
木造戸建住宅耐震建替費等補助事業の流れ	・・・ P 3
2. 補助対象の要件	・・・ P 4
(1) 補助対象住宅	・・・ P 4
(2) 補助申請者	・・・ P 4
(3) 補助対象工事	・・・ P 5
(4) 補助対象工事費	・・・ P 6
3. 補助金交付申請	・・・ P 7
(1) 補助金交付申請について	・・・ P 7
(2) 必要書類	・・・ P 7
4. 着手届	・・・ P 11
(1) 着手届について	・・・ P 11
(2) 必要書類	・・・ P 11
5. 補助申請内容の変更	・・・ P 13
(1) 変更申請について	・・・ P 13
(2) 必要書類	・・・ P 13
6. 工事の中止	・・・ P 15
(1) 工事の中止について	・・・ P 15
(2) 必要書類	・・・ P 15
7. 完了実績報告書	・・・ P 16
(1) 完了実績報告書について	・・・ P 16
(2) 必要書類	・・・ P 16
8. 補助金の請求	・・・ P 18
(1) 補助金の請求について	・・・ P 18
(2) 必要書類	・・・ P 18

別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出

【1. 補助申請の流れ】

(1) 木造戸建住宅耐震建替費等補助事業の流れ



【2. 補助対象の要件】

(1) 補助対象住宅

次の全ての要件を満たす木造戸建住宅。

- ① 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー構法）で建築されたもの
- ② 店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む）
- ④ 地階を除く階数が2以下のもの
- ⑤ 既存住宅の耐震診断(※)の結果が「倒壊する可能性が高い（上部構造評点0.7未満又は耐震診断調査票で一見して倒壊の危険性があると判断できる、もしくは壁の割合が0.8未満）」のもの。

※ 耐震診断とは、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価されたものをいいます。

(2) 補助申請者

次の①～③のいずれかに該当し、ア～エの全ての要件を満たす者。

- ① 申請する補助対象住宅の所有者（個人、法人は問わない）
- ② 申請する補助対象住宅に居住する者
- ③ ①の2親等以内の親族であって、所有者全員から工事を行うこと及び当該補助金申請を行い、補助金の交付を受けることの承諾を得た者
- ④ その他市長が認める者

ア 本市の市税を滞納していないこと

イ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと（法人の場合は役員に暴力団員がいないこと）

ウ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（法人の場合は役員にいないこと）

(3) 補助対象工事

当該補助事業における対象事業および補助金の交付額は2つの区分に分かれています。

(A) 建替工事

【対象工事】

既存木造戸建住宅の建替工事(※)を行うものが対象です。

※) 建替工事とは、既存の住宅1棟すべてを除却し、人の居住を目的として当該地において新築工事を行うことです

当該補助事業における、建替工事は、既存住宅の除却が完了し、新築する住宅の棟上げが完了した段階で事業が完了したと認められます。

【(参考) 補助金の交付額】

既存住宅1戸につき20万円を基礎額として補助します。

また、<加算の対象要件>に該当する場合は、既存住宅の除却工事に要する費用の23%の額を加算します。(加算額の上限は30万円)

ただし、補助金の限度額は、既存住宅の延べ床面積(m²)に39,900円を乗じた23%以内となります。

<加算の対象要件>

以下(1)～(3)のいずれかの要件に該当する場合は、30万円を上限として基礎額に加算して補助することができます。

- (1) 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することを目的として、居住している既存住宅を除却する工事
- (2) 空き家を相続又は遺贈により取得し除却する工事(相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行うもの)
- (3) 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入し除却する工事

(B) 除却工事

【対象工事】

既存木造戸建住宅の除却工事を行うもので、以下(1)～(3)のいずれかの要件に該当するものが対象です。

- (1) 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することを目的として、居住している既存住宅を除却する工事
- (2) 空き家を相続又は遺贈により取得し除却する工事(相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行うもの)
- (3) 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入し除却する工事

当該補助事業（１）における、建替工事および当該地外への新築によって住宅を確保する住替は、既存住宅の除却が完了し、新築する住宅の棟上げが完了した段階で事業が完了したと認められます。

その他、賃貸等によって住宅を確保する住替は、既存住宅の除却が完了し、居住先を移すことが完了、もしくは居住先を移すことが分かる状態（賃貸契約等が完了した状態）をもって事業が完了したと認められます。

【(参考) 補助金の交付額】

既存住宅の除却工事に要する費用の 23%で、30 万円以内の額を補助します。

ただし、補助金の限度額は、既存住宅の延べ床面積(㎡)に 39,900 円を乗じた 23%以内となります。

(4) 補助対象工事費

「(3) 補助対象工事」の「(A)」、「【(参考) 補助金の交付額】」に示す基礎額 (20 万円) は建替工事の行為そのものに対して補助を行う形となります。

ただし、「(A)」の「加算の対象要件」に該当する場合の除却工事に対する補助 (加算額) および、「(B)」の補助については、下記に示す費用が対象となります。

- ① 既存住宅を除却する工事費
- ② 間接工事費 (共通仮設費、現場管理費) や諸経費

※補助対象工事費とならない、注意が必要な工事の例は下記のとおり。

- ① 塀や植栽の撤去工事
- ② 敷地全体の整地工事
- ③ 別棟の建築物 (倉庫、はなれ、カーポート等) の除却工事
- ④ 新築工事にかかる工事費用
- ⑤ 補助金の申請等業務を代行する場合の手数料

【3. 補助金交付申請】

(1) 補助金交付申請について

補助金の申請とは、補助金交付申請書（様式第2号）および要綱第10条に定める必要書類の全てを提出することです。

補助金交付申請を市が受け付けた後、書類の審査（基本約1ヶ月の時間を要します）を経て、補助金交付決定通知を出します。

工事の契約、着工、領収等については、当該補助金交付決定通知を受けた後、行うことができます。補助金の申請や補助金交付決定通知を受ける前に工事の契約等を行っている場合は補助金交付の対象外となるので、十分ご注意ください。建替および住替（別所への新築工事により地震に対する安全性が確保された住宅の確保を行う行為）により補助金を申請する場合は、新築に関する工事の契約等も含めて、先に行っている場合は補助金交付の対象外となります。

また、工事開始予定時期や補助金交付申請の審査期間（約1ヶ月）等を鑑みて、書類が全て揃わないやむを得ない事情（建物所有者を示す書類が法務局で作成中等）がある場合は、市の担当者へご相談ください。

(2) 必要書類

補助金交付申請書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）
認められる書類は、下記ア～オのいずれかの書類です。
 - ア 建築当初に発行している建築確認通知書又は検査済証の写し（建物を建てる際に必要な、建物が法律に適合することを確認する申請に対する通知書のことです）
 - イ 昭和56年5月31日以前に増築工事を行っている場合、当該増築工事の建築確認通知書又は検査済証の写し
 - ウ アまたはイの情報を確認できる、台帳記載事項証明書（福岡市役所建築指導課で取得ができます）
 - エ 建築士（1級建築士もしくは2級建築士の資格を持つ者）が建築基準法集団規定に違反していないことを証明する書類
 - オ 昭和25年11月22日以前（建築基準法施行以前）に建築された建築物、もしくは建築当初に市街化調整区域であった建築物である場合、固定資産公課証明書（各区役所納税課等で取得ができます）。取得する際は、備考欄に建築時期及び経過年数を記載するよう依頼して取得してください。

※注意事項

- ・ ア～ウの書類が準備できず、エの書類をもって申請しようとする場合は、一度市の担当者へご相談ください。（参考書式をお渡しします）
- ・ 建築当初から比べて、構造が大きく変わる増築工事を行っている場

合（階数の変わる工事や延べ床面積が 1/3 以上増加している工事等）は、増築を行った際（または行った後）のア～エいずれかの書類も添えて提出してください。

② 補助対象住宅の所有者がわかるもの

原則、建物の全部事項証明書（以下、「登記簿」という。）をもって認めます（法務局で取得可能です）。ただし、やむを得ない事情により、登記簿では申請者が建物の所有者であることを証明できない場合は、下記を参考に提出してください。

- ・ 登記簿に記載の所有者が2親等以内の者である場合は、2親等以内であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び、所有者全員から工事を行うことや当該補助金の申請を行うこと、補助金の交付を受けることの承諾を得ていることが確認できる承諾書を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 申請する住宅を取得した直後（購入等）の申請であり、登記簿への登記が申請時点で済んでいない場合は、取得していることを確認できる書類（建物の売買契約書等）を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 登記簿に記載の所有者が亡くなっており、遺産分割協議書等の書面により相続人が明らかになっているが、登記簿への登記が申請時点で済んでいない場合は、当該遺産分割協議書等の書類を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 登記簿に記載の所有者が亡くなっており、遺産分割協議書等の書面により相続人が明らかになっていない場合は、全ての法定相続人が確認できる書類（戸籍謄本等）及び全ての法定相続人から工事を行うことや当該補助金の申請を行うこと、補助金の交付を受けることの承諾を得ていることが確認できる承諾書を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 上記以外の状況であって、やむを得ない事情により登記簿によって建物所有者の確認ができない場合は、固定資産税の納税者を確認できる、納税通知書等を提出してください。

※注意事項

①で提出する書類に記載されている所在地（地番）と登記簿に記載されている所在地が異なる場合には、土地の分筆・合筆等の変遷が確認できる、閉鎖登記簿を添えて提出してください。（法務局で取得可能です）

③ 所有者が法人である場合は、法人登記の全部事項証明書

役員全員のフリガナ及び生年月日分かる資料を添えて提出してください。（様式の指定はありません）

- ④ 所有者が法人である場合は、消費税額の取り扱いについての届出等
法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。
詳細は別紙（P.19）をご参照ください。

⑤ 耐震診断結果報告書

認められる書類は下記のいずれかです。

ア 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第1号）

※ どなたでも（申請者自身でも）容易に作成ができる耐震診断調査票です。

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価された、耐震診断結果（各壁の保有耐力等が確認できる詳細部分を含む）が確認できる耐震診断結果報告書

⑥ 既存住宅の現況がわかる図面、写真等

既存住宅の現況が確認できる写真を提出してください。建物全体が確認できるように、前面道路等からの外観写真を提出してください。

写真のみでは既存住宅の現況が分からない場合は、平面図、立面図等の図面を提出してください。

⑤の「ア」により、「一見して倒壊の危険性がある」と判断した場合は、判断した箇所（老朽・腐食箇所など）の写真も提出してください。

写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

⑦ 見積書

申請する工事に要する額を確認できる見積書を下記のとおり提出してください。（【2. 補助対象の要件】の（3）補助対象工事に示す区分に基づく）

例1「(A) 建替工事」の場合

- ・既存住宅の除却工事にかかる見積書
- ・新築する住宅の建築工事にかかる見積書

例2「(B) 除却工事」の「要件(1)」の内、別所への新築工事により地震に対する安全性が確保された住宅の確保を行う住替の場合

- ・既存住宅の除却工事にかかる見積書
- ・新築する住宅の建築工事にかかる見積書

例3「(B) 除却工事」の内、例2以外の場合

- ・既存住宅の除却工事にかかる見積書

その他、補助対象ではない外構撤去工事等を同時に契約する予定である場合は、まとめられた（補助対象外費用が含まれた）見積書でも問題ありません。ただし、「【2. 補助対象の要件】」の「(4) 補助対象工事費」を確認のうえ、補助対象工事費を明確にした見積書を提出してください。

⑧ 住民票

居住している住宅の除却を伴う建替又は住替を行う場合にあっては、補助申請者の申請時点の居住が確認できる住民票等を提出してください。

⑨ 住替（別所への新築工事により地震に対する安全性が確保された住宅の確保を行う行為）を行うにあっては、住替後に居住する住宅が、地震に対する安全性が確保されていることを確認できる登記事項証明書や耐震診断結果報告書等

住替後に居住する住宅が昭和 56 年 6 月以降に建築された住宅である場合は、登記事項証明書によって認めます。

住替後に居住する住宅が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅である場合は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価された、耐震診断結果（各壁の保有耐力等が確認できる詳細部分を含む）が確認できる耐震診断結果報告書等によって認めます。

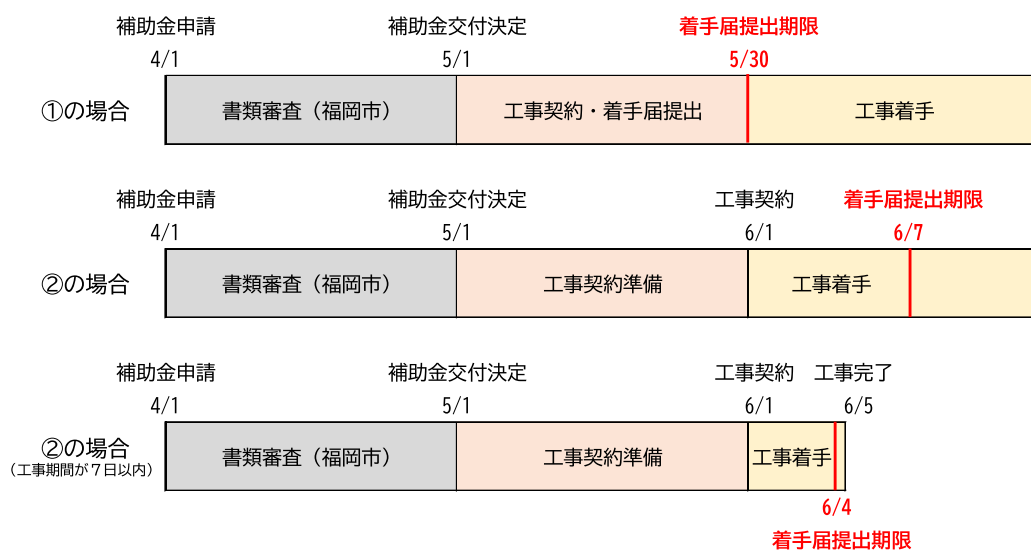
【4. 着手届】

(1) 着手届について

補助金交付決定通知を受けた後、補助事業に着手したときは、着手届（様式第4号）に関係書類を添えて提出してください。

着手届は、①補助金交付決定通知があった日から起算して30日を経過した日まで、もしくは、②工事の契約をした日から7日以内かつ工事が完了する前の日までに提出しなければなりません。

〈提出期限の例〉



(2) 必要書類

着手届に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

- 補助事業にかかる工事の契約をした日等が確認できる工事契約書等。
工事契約書等として認められる書類は、下記ア～オのいずれかの書類です。
 - ア 工事の契約日等が確認できる工事請負契約書
 - イ 工事の契約日等が確認できる注文書及び請書
 - ウ ア・イのような契約書等を交わさない少額な工事の場合、補助金申請者が工事の注文をした日及び施工業者が工事を受注した日が確認できる書類。
- 提出が必要な工事契約書等は下記のとおりです。（【2. 補助対象の要件】の（3）補助対象工事に示す区分に基づく）

例1 「(A) 建替工事」の場合

- 既存住宅の除却工事にかかる工事契約書等
- 新築する住宅の建築工事にかかる工事契約書等

例2「(B) 除却工事」の「要件(1)」の内、別所への新築工事により地震に対する安全性が確保された住宅の確保を行う住替の場合

- ・ 既存住宅の除却工事にかかる工事契約書等
- ・ 新築する住宅の建築工事にかかる工事契約書等

例3「(B) 除却工事」の内、例2以外の場合

- ・ 既存住宅の除却工事にかかる工事契約書等

- ・ 申請の内容に変更があった場合は、着手届の「3 備考」に変更内容を記載のうえ、変更内容が分かる書類（見積書や補強計画書等）を添えて提出してください。ただし、交付決定金額の変更を伴う変更である場合は、補助金交付変更申請書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

【5. 補助申請内容の変更】

(1) 変更申請について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により申請の内容に変更があったときは、すみやかに補助金交付変更申請書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

ただし、補助金交付決定通知の内容に変更がない、交付決定金額の変更を伴わない変更等の場合は変更申請の必要がない可能性があります。（※）

申請の内容に変更がある場合は、速やかに市の担当者へご相談ください。

※交付決定金額の変更を伴わない変更の場合は、補助金交付変更届の提出を必要とする場合や、完了報告の際に変更内容が確認できる書類を提出する必要があります。

(2) 必要書類

補助金交付変更に伴い、提出が必要な書類および提出時期の例は以下のとおりです。

例1 婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合

<提出時期>変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 旧氏、変更後の氏（姓）および変更した日が確認できる戸籍謄本等

例2 法人で申請をした者で、代表者が変わった場合

<提出時期>変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更前後の代表者および変更した日が確認できる法人登記簿等

例3 実施する補助事業について、工事内容や金額に変更が生じた。ただし、補助金の額には変更はない。（除却工事に要する費用について、補助を受ける予定がない場合や除却工事費には変更がない場合、補助金が既に上限に達している場合など）

<提出時期>完了報告時

- ・ 完了実績報告書（様式第9号）の「補助事業の実施状況」に変更内容を記載
- ・ 変更内容が確認できる見積書等

例4 実施する補助事業について、工事内容や金額に変更が生じた。これによって、補助金の額に変更の見込みがある。（除却工事に要する費用について補助を受ける場合で、工事着手後に発覚した現地の状況等により工事内容の増減が必要となった場合など）

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更後の見積書

例 5 工事を発注する施工業者に変更があった。しかし、申請時点の金額と同額で契約した。もしくは、金額に変更があったが、補助金の額には変更はない。(補助上限額に達する交付決定であり、補助金額の増減はない)

<提出時期> 変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

例 6 工事を発注する施工業者に変更があった。また、除却工事に要する費用について補助を受ける予定であるため、契約金額の変更が生じたことから補助金の額に変更の見込みがある。

<提出時期> 変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

【6. 工事の中止】

(1) 工事の中止について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により補助事業を中止または廃止するときは、すみやかに補助金交付申請取下届（様式第6号）を提出してください。

(2) 必要書類

補助事業の中止または廃止に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 補助金交付申請取下届（様式第6号）

【7. 完了実績報告書】

(1) 完了実績報告書について

補助金の完了実績報告とは、完了実績報告書（様式第9号）および必要書類の全てを提出することです。

補助事業を完了したときは、すみやかに完了実績報告を行ってください。

また、住宅耐震改修証明書（所得税額控除や固定資産税減額に必要な書類）の発行を希望する場合は、完了実績報告と同時に提出してください。申請書類については、交付決定通知の際に市の担当者よりお渡しします。

(2) 必要書類

完了実績報告書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。（【2. 補助対象の要件】の（3）補助対象工事に示す区分に基づく）

「(A) 建替工事」の場合

① 新築住宅の確認済証の写し

新築する住宅が、適法に耐震性を満たした状態で建てる予定であることを確認します。取得時期については契約している建築事務所等にご相談ください。

② 既存住宅（補助申請を行った旧耐震の住宅）が除却されたことが確認できる写真

補助金申請時に提出した写真とできるだけ同じ画角で撮影してください。

写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

③ 新築する住宅の施工状況が確認できる写真

補助金申請時に提出した写真とできるだけ同じ画角で撮影してください。

必要に応じて、建物全体が確認できるように、前面道路等からの外観写真も合わせて提出してください。

写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

新築する住宅については、棟上げが完了していることをもって、補助事業の完了と認めます。

棟上げが完了していることが確認できるよう、必要に応じて複数枚に分けて建物全体の写真を提出してください。

④ 領収書等

既存住宅（補助申請を行った旧耐震の住宅）を除却する工事費を支払ったことが確認できる領収書等を提出してください。認める書類の例は下記のとおりです。

例1 施工業者から領収書が発行される場合

- ・ 領収書

例 2 施工業者への支払いが銀行振り込みによるもので、領収書が発行されない場合

- ・ 支払った者、支払いを受けた者及び支払い金額等が確認できる利用明細票等
- ・ 施工業者から申請者への請求内容（請求事由・金額等）が確認できる請求書

※複数回に分けて支払いを行う場合は、補助金申請工事費の全額が確認できるよう、全ての領収書等を提出してください。

「(B) 除却工事」の場合

① 別所への新築により住宅を確保した場合は、新築住宅の確認済証の写し

新築する住宅を、適法に耐震性を満たした状態で建てる予定であることを確認します。取得時期については契約している建築事務所等にご相談ください。

② 賃貸等により住宅を確保した場合は、居住することが確認できる賃貸契約書等

居住先住所等が確認できる住民票等でも認めます。

③ 既存住宅（補助申請を行った旧耐震の住宅）が除却されたことが確認できる写真

補助金申請時に提出した写真とできるだけ同じ画角で撮影してください。

写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

④ 領収書等

既存住宅（補助申請を行った旧耐震の住宅）を除却する工事費を支払ったことが確認できる領収書等を提出してください。認める書類の例は下記のとおりです。

例 1 施工業者から領収書が発行される場合

- ・ 領収書

例 2 施工業者への支払いが銀行振り込みによるもので、領収書が発行されない場合

- ・ 支払った者、支払いを受けた者及び支払い金額等が確認できる利用明細票等
- ・ 施工業者から申請者への請求内容（請求事由・金額等）が確認できる請求書

※複数回に分けて支払いを行う場合は、補助金申請工事費の全額が確認できるよう、全ての領収書等を提出してください。

【8. 補助金の請求】

(1) 補助金の請求について

補助金の完了実績報告を行い、市より補助金の確定通知を受けた場合、市の定める請求書を利用して補助金交付の請求をしてください。

※市からの補助金確定通知があったのち、請求が可能となりますので完了実績報告と同日で請求書を出すことが無いように注意してください。

(2) 必要書類

補助金の請求に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・請求書（市の担当者より提供します）

申請者が法人である場合の 消費税額の取り扱いについての届出

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。

申請時点でどのように申請するか決定したうえで、必要な届出等により申し出てください。提出が必要な書類の例は下記のとおりです。（参考書式のお渡しが可能ですので市の担当者へご相談ください）

例1 補助金にかかる消費税額は、全額が控除対象の仕入れ税額となることが見込まれる、もしくは消費税額の交付は不要と考えるため、消費税相当額を差し引いた補助金の交付を求める場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書

例2 次のいずれかに該当する場合。（福岡市への返還額が必要ないケース）

- ア 消費税の確定申告をしていない（免税事業者）
- イ 簡易課税方式により確定申告している
- ウ 特定収入割合が5%を超えている
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- カ 補助金等の用途が全て非課税仕入れに該当する

【必要な提出書類】

◎アに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書
（「2 理由」に免税事業者である旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・免税事業者届出書

◎イ・エ・オ・カに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に何に該当するのか記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

◎ウに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に特定収入割合が5%を超えている旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・特定収入割合の計算表

例 3 例 1,2 以外のケースであって、消費税相当額の補助金交付を求める場合。

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に補助金の減額申請（完了報告時）または返還をする（事業の期限までに返還する税額が確定しない場合）、時期の見込みを記載）

<提出時期>完了報告時または確定申告終了後

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）